

令和6年3月29日付 障障発0329第7号「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」

該当箇所	訂正後	訂正前
<p>P18 上から7行目</p>	<p>2 報酬請求に関する事項について</p> <p>(1) 施設外支援について</p> <p>① (略)</p> <p>② 障害者トライアル雇用等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 施設外のサービス提供を含めた個別支援計画を3か月毎に作成(施設外サービス提供時は<u>1か月毎</u>)し、かつ見直しを行うことで、就労能力や工賃の向上及びトライアル雇用終了後の一般就労への移行に資すると認められること。</p>	<p>2 報酬請求に関する事項について</p> <p>(1) 施設外支援について</p> <p>① (略)</p> <p>② 障害者トライアル雇用等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 施設外のサービス提供を含めた個別支援計画を3か月毎に作成(施設外サービス提供時は<u>1週間毎</u>)し、かつ見直しを行うことで、就労能力や工賃の向上及びトライアル雇用終了後の一般就労への移行に資すると認められること。</p>